

令和4年度 第212回佐用町農業委員会会議録

令和5年1月20日、午後1時30分 佐用町役場西館防災会議室にて召集した。

1. 出席者は次のとおりです。

	2番 山本 孝行	3番 蔭山 武喜
	5番 安本 隆己	
7番 竹内 辰巳	8番 間嶋 義弘	9番 松岡 英雄
10番 福原 正幸	11番 金谷 隆志	12番 花井 義信
13番 古川 由美		

2. 欠席委員は次のとおりです。

4番 大谷 明	6番 福田 範康	

3. 委員及び傍聴人を除くほか、議場に参加した者の氏名は次のとおりです。

農地利用最適化推進委員 吉田 将光・横山 隆夫・梅本 正見・陰山 哲博・
高本 耕作・藤田 修・柿本 美満夫・谷口 茂博
事務局長代理 衣笠 基宏、書記 押田 晃英・波戸 雄太

4. 会議案件は次のとおりです。

- (1) 会議録署名委員指名
- (2) 報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (3) 議案第1号 農地法第3条第2項第5号の申請について
- (4) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

5. 会議の顛末は次のとおりです。

事務局 定刻となりましたのでただいまより始めさせていただきます。本日は事務局長が体調不良により不在にしており、福田会長についてもご欠席の連絡をいただいておりますため、山本職務代理から開会のあいさつをお願いいたします。

議長（山本職務代理）皆さんあけましておめでとうございます。本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。私事ですが、先日 [REDACTED] の運営協議会に参加した際、佐用町でもコロナがかなり流行っているとの話がありました。皆様もお体にはご自愛ください。

委員会後の事務局からの連絡の際、本日は案件が少ないので皆様の意見や悩みなどを聞く場にしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、佐用町農業委員会第 212 回 1 月定例委員会を開催いたします。本日の欠席委員は 4 番安本委員と 6 番福田委員です。したがって、ただいまの出席委員は 10 名でありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議が成立しております。次に、佐用町農業委員会会議規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、署名委員を指名させていただきます。11 番の金谷委員と 12 番の花井委員をお願いいたします。それでは、ただいまから議事に入ります。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 18 条第 6 項及び農地法施行規則第 68 条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和 5 年 1 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」45 件の申請がありました。

(議案第 1 号、議案書をもとに朗読)

議長 ただいま事務局より報告がありました、この案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 意見等がないようですので、承認してよろしいですか。

全員 はい。

議長 それでは、報告第 1 号の案件につきましては承認されました。次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の指定について 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積（1 平方メートル）の指定について、下記農地の申請があったので審議を求める。令和 5 年 1 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」1 件の申請がありました。

(議案第 1 号、議案書をもとに朗読)

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、松岡委員より説明願います。

9 番（松岡委員）議席番号 9 番の松岡です。議案第 1 号 1 番の案件について説明いたします。

資料は 1 ページからになります。現地確認については 1 月 10 日 10 時より、事務局の押田さん、波戸さん、商工観光課の職員 2 名の計 5 名で行いました。申請場所は資料にありますように、小山の■■■■から北に入った小山集落の南側、申請者宅のすぐ隣にあります。申請の経緯ですが、申請人は■■■■市に住んでおり、平成 17 年に本土地を相続しましたが、空き地の監理ができなくなり、家を含めた所有不動産を売却したいとこのことで町空き家バンクを利用することとなりました。その際、申請地もセットで売買したいので、別段の面積を緩和することを希望され、本申請にいたっています。現況は耕作されておらず、写真のとおり遊休農地

となっています。本申請地は権利設定は行われておらず、農地に関する補助金の対象農地にもなっていません。その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、1番の案件につきましては、別段の面積を1平方メートルと決定してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは1番の案件につきましては別段の面積を1平方メートルと決定されました。続いて、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より説明を願います。

事 務 局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める 令和5年1月20日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」

（議案第2号、議案書をもとに朗読）

議 長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見、質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようですので、決定してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは議案第2号については原案通り決定されました。

それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。

（午後1時45分 閉会）

令和5年1月20日

議 長 _____ ⑩

11 番 _____ ⑩

12 番 _____ ⑩